（削る）

（削る）

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○中央労働委員会規則第一号

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十八日

中央労働委員会会長　岩村　正彦

労働委員会規則の一部を改正する規則

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一般企業担当委員会議及び行政執行法人担当委員会議の招集、定足数及び議事） **第七条の四**　第四条（第二項第二号及び第四号、第三項及び第四項中都道府県労委規則に係る部分並びに第五項を除く。）、第五条第四項から第七項まで、第六条及び第七条の規定は、一般企業担当委員会議及び行政執行法人担当委員会議について準用する。この場合において、第四条第三項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第三号」と、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、一般企業担当委員会議については同表の第三欄に、行政執行法人担当委員会議については同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。	（一般企業担当委員会議及び行政執行法人担当委員会議の招集、定足数及び議事） **第七条の四**　第四条（第二項第二号及び第四号、第三項及び第四項中都道府県労委規則に係る部分並びに第五項を除く。）、第五条第四項から第七項まで、第六条及び第七条の規定は、一般企業担当委員会議及び行政執行法人担当委員会議について準用する。この場合において、第四条第三項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第三号」と、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、一般企業担当委員会議については同表の第三欄に、行政執行法人担当委員会議については同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
（略）	（略）
第四条第二項及び第四項、第五条第五項及び第七項、第六条第二項から第四項まで、第七条	委員	一般企業担当委員	行政執行法人担当委員
（略）			

（映像と音声の送受信による通話の方法による会議）

第十六条の二　会長、部会長又は調停委員会、仲裁委員会若しくは小委員会の委員長（以下この条において「会長等」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたことその他これに準ずる事由により委員又は特別調整委員、地方調整委員若しくは調停委員（以下この条において「委員等」という。）に開催場所への参集を求めて会議（第三条の規定により委員会に置かれる会議をいう。以下この条において同じ。）の議事を開くことが困難であると認める場合は、委員等が相互に映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をすることができる方法によつて、会議の議事を開くことができる。

（高度情報通信技術の利用による会議）

第十六条の二　会長、部会長又は調停委員会、仲裁委員会若しくは小委員会の委員長（以下この条において「会長等」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたことその他これに準ずる事由により委員又は特別調整委員、地方調整委員若しくは調停委員（以下この条において「委員等」という。）に開催場所への参集を求めて会議（第三条の規定により委員会に置かれる会議をいう。以下この条において同じ。）の議事を開くことが困難であると認める場合は、委員等が、その使用に係る電子計算機であつて委員会の使用に係る電子計算機と接続した際に委員会が指定するプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものと委員会の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し、相互に映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をすることができる方法（以下この条及び第四十二条の二において「ウェブ会議」という。）によつて、会議の議事を開くことができる。

二　防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業（職員が本来の業務として行う作業で人事院が定めるものを除く。）

三　航海当直の通常の交代のために必要な作業